

まん延防止等重点措置の期間の延長について

重点措置を実施すべき期間を、以下のとおり延長

◆ 重点措置の実施期間

令和3年4月20日（火）から

令和3年6月20日（日）まで



◆ 措置区域 県内15市町（継続）

◆ 措置区域以外 措置区域を除く埼玉県全域（継続）

県民の皆様へのお願い

(特措法第31条の6第2項、第24条第9項)

◆日中も含めた**不要不急の外出自粛、移動の自粛**

(医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

◆営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない

(要請時間) 措置区域：午後 8 時まで 措置区域以外：午後 9 時まで

◆県境をまたぐ移動自粛、

特に、**緊急事態措置区域との往来を強く控える**

◆路上・公園等における飲酒など感染リスクが高い行動の自粛

営業時間の短縮要請等について

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項、その他のお願い)

◆ 飲食店等については以下のとおり

要請期間	令和3年6月1日(火)から 令和3年 6月20日(日) まで 午前0時 午後12時	
	措置区域	措置区域以外
営業時間	午前5時から 午後8時 まで	午前5時から 午後9時 まで
酒類提供	終日、自粛 ※対象の飲食店等においては、 飲酒の機会を設けない	終日、提供を自粛 ※対象の飲食店等においては、 飲酒の機会を設けない ※ただし、一人、又は同居家族のみのグループに限り 午前11時から 午後8時 までは提供可

【措置区域内】

◆ 映画館については、営業時間を**午後9時まで**とするよう要請・依頼 新

新たな措置等の強化パッケージ

現 状

新規陽性者数 → 拡大のペースは鈍化
しかし

○ **変異株**が主流

新たな変異株（インド株）への懸念

○ 厳しい**医療提供体制**

予断を許さない
状況

より一層の
感染対策の**強化**
が必要

3つのポイント

感染対策の**強化パッケージ** 3つのポイントで実施

① 人流の
抑 制

② クラスタ
対 策

③ ワクチン
接種体制
の 強 化

強化パッケージ ① 人流の抑制

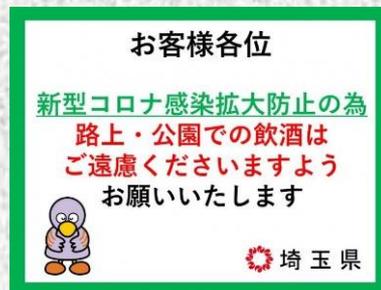
▶ 飲食店への要請

- ・ 営業時間の短縮、酒類提供の自粛を要請、
要請に応じない店舗へ個別要請を実施
- ・ 彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+の全県展開



▶ 路上・公園等での飲酒自粛を要請

- ・ コンビニ、商店等の店頭へ掲示する呼びかけチラシを作成



▶ 大規模商業施設の営業時間短縮を要請

▶ 県有施設等の駐車場の閉鎖拡大やイベント中止

- ・ 県管理河川敷グラウンドなどにある駐車場の利用自粛を依頼



強化パッケージ ② クラスター対策

▶ 関係団体への感染防止対策の徹底を依頼

新

- ・ 経済団体、業種別業団体などの関係団体に対し、
実際のクラスターの発生事例を参考に従業員の感染防止対策の徹底を依頼
- ・ 出勤者数の7割削減の実施状況の公表を依頼

▶ 学校への要請

- ・ **専門家**が学校を訪問し、感染防止対策の**支援・助言を実施**
- ・ 家庭・寮・寄宿舎や修学旅行における感染防止対策の更なる徹底を要請

▶ 高齢者施設等へ、PCR検査の受検を要請

- ・ 県又は保健所設置市が策定した集中的検査実施計画に基づき検査を受検

▶ モニタリングPCR検査の拡充

- ・ 主要駅などで行うスポット検査の拡充
- ・ 会社などで行う団体型検査対象事業所の拡充

強化パッケージ ② クラスター対策

クラスター事例

- ① 現場に向かう車内で感染したと推測される事例



- ・マスク着用、換気をしっかり！
- ・車内での飲食に注意

- ② 仕事前後や休憩中の会話や食事、喫煙で感染したと推測される事例



- ・休憩時など気の緩みに注意
- ・共用場所の消毒を！

※ 画像引用元：内閣官房 感染拡大防止特設サイト
<https://corona.go.jp/proposal/>

強化パッケージ ③ ワクチン接種体制の強化

▶ 県による市町村接種の補完

埼玉県高齢者ワクチン接種センター
の設置・運営

▶ 接種医療機関に対する財政支援

● 時間外・休日の接種費用の上乗せ

2,070円 ⇒ 時間外 2,800円 休日 4,200円

● 市町村の集団接種会場に医師・看護師等を派遣した際の支援

1人1時間当たり 医師 : 7,550円
看護師等 : 2,760円



強化パッケージ ③ ワクチン接種体制の強化

▶ 個別接種実施体制の強化

- 知事から県医師会長へ、ワクチンの打ち手確保について協力を依頼
- かかりつけ医や地域の医療機関等における個別接種について協力の約束



県と県医師会が協力して、個別接種医療機関の掘り起こしを実施

- 医療機関が接種を行うため、

接種券の早期発送

ワクチンの移送管理

を確実に実施するよう市町村に働きかけ

まん延防止等重点措置の延長に伴う県立学校の対応

対応案

①	感染予防の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の更なる徹底(体調不良の際は登校させない) ・手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用 ・授業等は十分な感染症対策の下で実施 ・食事中の会話禁止(会話は食事後にマスク付けてから) <p>※県養護教諭会と連携した感染防止対策集作成</p>
②	登下校時の3密の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・電車及びバス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、必要に応じて始業時刻の繰り下げの実施
③	修学旅行等の泊を伴う校外行事	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断 <p>・感染防止対策の更なる徹底 ※ 事前・旅行中の健康管理の徹底 ※ 食事・宿泊時等の対策の徹底</p>
④	児童生徒の心のケア	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対し、改めて適切な対応を指導 ・相談窓口の周知徹底
⑤	家庭へのお願い	<p>規則正しい生活習慣の徹底、不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅、会食等の自粛など</p>

⑥ 部活内感染防止の取組

➤ 初発対応の強化による拡大防止の徹底

陽性者発生時の学校に対する早期介入・支援

➤ 専門家の学校訪問による感染防止対策の支援・助言

県内各学校へのフィードバック 各学校における実効性のある対策強化

➤ 更衣場面・下校時等部活動以外における感染防止の行動を徹底

➤ 飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴う等)は行わない

➤ 家庭における感染防止対策の更なる徹底

活動日	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
平日2日以内 90分程度	禁止	禁止

※対外運動競技大会・コンクール等に出場する場合は、怪我・事故防止の観点から、県の部活動方針に基づく活動を大会等14日前から認める。

※必要に応じて熱中症事故防止の観点による上記に加えた活動日を試行

～ 市町村教育委員会への要請 ～ ① 感染予防の徹底 ③ 修学旅行等の泊を伴う校外行事の適切な対応 ④ 児童生徒の心のケア ⑤ 家庭へのお願い

令和3年5月臨時会付議予定議案について

招 集 日

令和3年5月31日(月)

議 案

1件〔 令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第5号) 〕

補正予算の規模

509 億 2,571 万 3 千円
(補正後累計 2兆2,585億1,670万円)

主な内容

○飲食店や大規模施設等に対する感染防止対策協力金の支給 302億4,126万5千円

○感染者急増に備えた医療提供体制の強化 206億8,065万3千円

報 告

2件〔 専決処分報告 〕

飲食店等に対する感染防止対策協力金(第11期)

273億6,670万6千円

まん延防止等重点措置区域(15市町)

- ・営業時間 午前5時から午後8時まで
- ・酒類提供 終日自粛 ※飲酒の機会の提供を含む

前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
	6月1日から6月20日まで
7.5万円以下	3万円
7.5万円以上 25万円以下	3万円から10万円 ※売上高×0.4
25万円以上	10万円

その他地域(48市町村)

- ・営業時間 午前5時から午後9時まで
- ・酒類提供 終日自粛 ※飲酒の機会の提供を含む
※ただし、一人又は同居家族のみのグループを除く

前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
	6月1日から6月20日まで
8.3万円以下	2.5万円
8.3万円以上 25万円以下	2.5万円から7.5万円 ※売上高×0.3
25万円以上	7.5万円

措置区域内の協力金の下限額が4万円から**3万円**に変更になります。

※ 売上高減少額方式(大企業等)の場合は、売上高の減少額×0.4 (上限**20**万円、下限なし)

大規模施設等に対する感染防止対策協力金

28億7,455万9千円

【概要】

まん延防止等重点措置区域で営業時間短縮要請等に応じた**大規模施設の運営事業者**及び**テナント事業者等**に対して協力金を支給する。

【対象期間】 6月1日から6月20日まで（第2期）

【支給対象等】

	大規模施設運営事業者	テナント事業者等
対象施設	特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設	大規模施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等
支給金額	自己利用部分面積1,000㎡ごとに 20万円 /日※	専用の店舗等面積100㎡ごとに 2万円 /日
	上記に基づき算出した額に「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた額を支給	

※協力金の支給対象となるテナント等が10以上存在する大規模施設は、当該テナント等1店舗につき**2千円**/日を加算

【申請受付】 対象期間終了後の6月21日から開始予定

第1期分(5月12日～5月31日)と第2期分をまとめて1回で申請を受付

感染者急増に備えた医療提供体制の強化①

- 県最大新規感染者数582人（令和3年1月16日）の2倍となる1,164人の新規感染者が発生する状況を想定し、対応する病床・宿泊療養施設を確保
- 宿泊・自宅療養者に対する医療提供体制を強化し、**療養時の安全性を向上**
- 県調整本部の機能強化等により、**円滑な入院調整・患者搬送**ができる体制を構築

病床の確保

107億2,837万5千円

変更前

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ
病床数合計	140	600	1,000	1,400
重症	20	90	150	200
その他	120	510	850	1,200

病床確保計画の見直し

変更後

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	感染者急増時
病床数合計	140	600	1,000	1,643	1,667
重症	20	90	150	162	201
その他	120	510	850	1,481	1,466

※5月31日の即応病床見込み数（5月27日集計）

- ・病床確保に向けた空床・休床への補助

宿泊療養施設の確保と運営強化

78億1,793万3千円

変更前

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ
受入室数合計	522	1,045	1,450
移行要件	-	宿泊療養者 150人以上	宿泊療養者 300人以上

宿泊療養施設確保計画の見直し

変更後

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	感染者急増時
受入室数合計	522	1,045	1,450	1,986	2,523
移行要件	-	宿泊療養者 150人以上	宿泊療養者 300人以上	宿泊療養者 450人以上	*

※病床の確保における「感染者急増時」の体制への移行に合わせて移行できるように、確保に努める。

- ・宿泊療養施設の更なる確保
- ・包括委託導入に伴う稼働率の向上

感染者急増に備えた医療提供体制の強化②

宿泊療養者・自宅療養者への医療提供体制の強化

18億9,950万4千円

県調整本部と患者搬送体制強化

2億3,484万1千円

- 自宅療養者のうち軽症者等の健康観察業務を、診療・検査医療機関等の身近な医療機関に委託。それ以外の自宅療養者の健康観察業務は、新設する「宿泊・自宅療養者支援センター（仮称）」に委託し、保健所は積極的疫学調査等に注力

- 宿泊療養者・自宅療養者に対する健康観察の結果、必要に応じて、医師が電話診療等を行い、療養期間中の安全性を向上

診療・検査医療機関等 身近な医療機関

- 軽症またはリスク要因のある患者に対する1日2回の健康観察
- 必要に応じた電話診療等や薬の処方



宿泊・自宅療養者支援センター（仮称）

- 無症状かつリスク要因のない自宅療養者に対する1日2回の健康観察
- 体調不良者等の相談受付(24時間対応)
- 症状が悪化した患者を診療・検査医療機関に取り次ぎ

- 入院調整を行う看護師の増員による早朝・夜間の体制強化（7人→10人）

時間帯	人数	時間帯	人数
9:00~18:00	7人	8:30~17:30	2人
計	7人	9:00~18:00	4人
		16:00~22:00	4人
		計	10人

増員後

- 搬送車両倍増による搬送体制の強化（25台→50台）

ピーク時の患者搬送にも対応できる体制を構築